令和元年第8回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和元年 8 月 26 日 (月) 13 時 35 分 開 会 14 時 58 分 閉 会

■ 開催の場所

指宿市役所 中会議室

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸

教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 藤井 千代美, 福冨 早央里

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長下吉 一宏教育総務課長鮎川 富男学校整備室長中島 裕一学校教育課長常深 章

社会教育課参事中摩 浩太郎スポーツ振興課長内村 喜代志学校給食センター所長有馬 芳文指宿商業高校事務長湯ノ口 繁生社会教育課主幹兼管理係長上村 真史

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2)会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事
 - ・日程第1 報告第8号 令和元年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会関係分)の決定について

- ・日程第2 議案第28号 令和元年度指宿市一般会計補正予算(第5号)に係る議案(教育委員会関係分)に関する意見の申出について
- ・日程第3 議案第29号 指宿市立市民会館条例等の一部改正に係る議案に関する意見の 申出について
- ・日程第4 議案第30号 指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市立図書館条例施行規 則の一部改正について
- ・日程第5 議案第31号 指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出 について
- ・日程第6 議案第32号 指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について
- (8) その他
- (9) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(西森教育長)

ただいまから, 令和元年第8回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(西森教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(西森教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和元年第7回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて,ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

(西森教育長)

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、福富委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙資料を準備してありますのでご覧ください。

今月は子供たちの体験活動,交流活動等が多い月でございました。2番目に書いてございま すが,第41回指宿市・人吉市子ども会交歓会がありました。隔年で行ったり来たりしているわ けですが,今年度は本市で交流会が開催されました。

4番目の指宿市・千歳市青少年相互交流事業。これは毎年、夏は指宿にお出でいただいて、 冬は千歳市に派遣をする事業でございます。人吉市、千歳市との交流事業は、指宿市内で実施 されたわけですが、マリンスポーツとして、バナナボートやカヌーに乗ったりして、大変喜ば れる体験活動等もしていただいたところです。

5番目は、第30回シルバー美術展ということで、開所式と表彰式がございました。COCC Oはしむれでの展示が8月20日まで行われましたが、現在はフラワーパークのほうで展示がな されているようです。

6番目ですが、いぶすきイングリッシュヴィレッジがございました。これは英語教室となりますが、今年度は集中的に8月6日から8日までの3日間、なのはな館で実施しました。キッズコース、ジュニアコース、マスターコースと3コースに分けて実施し、AEAと呼ばれる外国語活動支援員のご指導の下、高校生や一般の方、市役所職員のボランティアに加勢をいただいて、充実した英語教室が実施できたと思っております。

7番目ですが、先程、紹介していただきました、ALTの任用通知書交付式を8月7日に行ったところです。

9番目の第51回かいもん夏祭りですが、天気に恵まれて実施ができました。私は、うちわデザインコンテストの表彰式に参加しました。毎年、この夏祭りでは、開聞小学校と川尻小学校の子供たちの、うちわデザインを募集して表彰式を行います。今年度は、最優秀賞ということで、開聞小学校5年生の廣瀬あずきさんが描いたデザインが選ばれました。当日は、その絵が描かれたうちわを、会場にお出でいただいた皆様に配布をして披露されました。優良賞は、同じく開聞小学校1年生の永吉真理さんで、1年生らしいデザインとなっております。それぞれの学年にあったデザインがございました。

10番目ですが、8月16日に第1回指宿市議会臨時会が開催されました。その内容等については、また議案の中で出てくるかと思います。

それから、12番目になります。なのはな館において、市民対話集会「みんなで語ろ会」が8月19日に開催されましたが、今回は、市P連役員の皆様方との意見交換がなされたところです。

以上、教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の会議は、日程第1、日程第4及び日程第6は公開で、日程第2、日程第3及び日程第5については、市議会提出前の案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議もないので、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、日程第1、報告第8号、令和元年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会関係分)の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1,報告第8号,令和元年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会関係分)の決定について,ご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和元年度指宿市一般会計補正予算(第3号)に係る議案(教育委員会関係分)を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別冊資料1の3ページをお開きください。

令和元年度指宿市一般会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,795万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ260億6,702万4千円としたものであります。本補正予算は、令和元年7月11日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により、去る8月16日に開催されました第1回指宿市議会臨時会に報告し、承認されたところであります。

それでは、教育委員会関係分について、ご説明いたします。

今回の補正は、去る6月30日から7月3日にかけて発生した大雨により、被害のあった教育施設に係る災害復旧費及び川尻小学校の空調機器故障に伴う委託に関する追加補正であります。

予算に関する説明書に基づき説明いたしますので、9ページをお開きください。

款 9 教育費は、600万円を追加し、歳出の総額を21億8、981万 1 千円にしたものであります 款10災害復旧費は、8、195万 2 千円を追加し、歳出の総額を8、743万 6 千円にしたもので、このうち教育委員会所管分は、686万 6 千円であります。

11ページの1番上の表をご覧ください。

款9教育費,項2小学校費,目1学校管理費,節13委託料600万円は,川尻小学校の図書室の室外機コンプレッサー及びパソコン室の室内機基盤が故障したことに伴う,空調機器取替を行うための委託料であります。

12ページをお開きください。

款10災害復旧費,項3教育施設災害復旧費,目1現年単独災害復旧費,節11需用費686万6千円は,学校整備室,社会教育課,スポーツ振興課が所管する施設の大雨や落雷による被害に係る修繕料であります。

内訳は、学校整備室所管分が520万円で、丹波小学校の非常用放送設備修繕、池田小学校の屋上防水修繕、大成小学校の図書室出入口防水修繕、川尻小学校のパソコン室防水、階段踊場防水修繕及び山川中学校の渡り廊下雨漏り防水修繕のための修繕料であります。

社会教育課所管分は86万6千円で、大雨の際の風雨によって、時遊館COCCOはしむれの正面玄関、収蔵庫、時遊空間、中央公民館の第2会議室、指宿図書館の南側入り口付近、2階閉架書庫、池田校区公民館の2階男子トイレにおいて、雨漏り被害が発生し、現計予算で対応できなかったことから修繕料を追加したものであります。

スポーツ振興課所管分は80万円で、大雨に伴う落雷により、B&G山川海洋センター体育館 事務所の消防設備受信機の基盤及びエアコンが破損したことによる修繕料であります。

なお、13ページ以降の参考資料もあわせてご覧いただきますようお願い申し上げます。 以上で、説明を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

別冊資料1の最後のページに、先程、説明がございました災害復旧費の内訳等がございま す。もうすでに市長の専決で決裁していただいて、工事に取り掛かっているのですよね。

(中島室長)

工事に取り掛かっており、もう終わっている所もございます。

(福冨委員)

川尻小学校の空調設備は、完全に入れ替えるということなのですか。

(中島室長)

川尻小学校のエアコンは平成8年頃のものもあり、部品がなく修理ができないということで、 新たに入れ替える形の予算の計上をしております。

(西森教育長)

学校訪問の際に,室外機の音が大きくて隣近所に迷惑をかける状況だと気付いたということです。

(中島室長)

あのあと、苦情がきたということです。

(福冨委員)

歳入の関係なのですが、8ページに寄附金とありますが、それはどれのことを示しているのでしょうか。

(下吉部長)

8ページの表のことだと思いますが、寄附金につきましては、今回は補正がなく0でございますので、案件ではございません。

(西森教育長)

予算書の見方のことなのかなと思います。市の予算の中に歳入・歳出があり、歳入の項目、 款として1から21まで区分がなされていますが、その中の寄附金。それはもう今回の議会にあ げている議案の中での寄附金なので、補正前の額が提示してあるということです。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。 他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 以上で、日程第1、報告第8号は終了いたします。

議 事(非公開)

日程第 2 議案第28号 「令和元年度指宿市一般会計補正予算(第 5 号)に係る議案(教育委員会関係分)に関する意見の申出について」 ・・・・原案同意 日程第 3 議案第29号 「指宿市立市民会館条例等の一部改正に係る議案に関する意見の申出 について」 ・・・・原案同意

(西森教育長)

次に、日程第4、議案第30号、指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市立図書館条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第4,議案第30号,指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市立図書館条例施行規則の一部改正について,提案のご説明を申し上げます。

資料の14ページをお開きください。

指宿市立市民会館条例施行規則及び指宿市立図書館条例施行規則の一部を別紙のとおり改正 したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員 会の議決を求めるものであります。

15ページをお開きください。

本案は、消費税法の一部改正により使用料の見直しを行うため、これらの規則の所要の改正をしようとするものであります。第1条及び第2条において、指宿市立市民会館、指宿市立図書館の2施設の使用料を16ページから20ページの新旧対照表にて、お示しのとおり改正しようとするものであります。

使用料見直しの方法につきましては、現行料金の消費税相当分を8%の税率から10%の税率に変更する計算を行い、現行料金よりも10円を超える増額が必要な料金について、10円単位で増額し改正するものであります。この計算でいきますと、「530円まで」の料金は増額とならず、「540円以上」の料金から10円単位の増額となります。なお、附則において、施行期日を令和元年10月1日から施行するものとし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。 他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4,議案第30号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第4、議案第30号は、提案のとおり可決することといたします。

議事(非公開)

日程第5 議案第31号 「指宿市体育施設条例の一部改正に係る議案に関する意見の申出について」 ・・・・原案同意

(西森教育長)

次に、日程第6,議案第32号,指宿市体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第6,議案第32号,指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について,提案のご説明を 申し上げます。

資料の48ページをお開きください。

指宿市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。 49ページをお開きください。

本案は、消費税法の一部改正により使用料の見直しを行うため、この規則の所要の改正をしようとするものであります。指宿市体育施設の照明など、付属設備の使用料を54ページから57ページの新旧対照表にて、お示しのとおり改正しようとするものであります。

使用料見直しの方法につきましては、現行料金の消費税相当分を8%の税率から10%の税率に変更する計算を行い、現行料金よりも10円を超える増額が必要な料金について、10円単位で増額し改正するものであります。この計算でいきますと、「530円まで」の料金は増額とならず、「540円以上」の料金から10円単位の増額となります。なお、附則において、施行期日を令和元年10月1日から施行するものとし、経過措置として、施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用については、なお従前の例によることとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

体育施設の場合、子供については、大人の半分という料金設定はあるのですか。

(内村課長)

照明等の使用料はそのままです。

(西森教育長)

児童・生徒という区分はないですね。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。 日程第6、議案第32号については、提案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第6、議案第32号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていました議案等については、全て終了いたしました。 その他で何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、令和元年第8回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。